

徳島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
148	中部山溪轟公園	海部郡海陽町小川字請五番一 地先から 同 五番三 地先まで	一九六・三	令和四年八月二十六日